

表7. 生涯所得ベースの所得再分配

(1) 金額(2005年価格)

所得階層	当初所得	税 (A)	社会保障負担			負担 (A)+(B)	社会保障給付			純負担 (A)+(B)-(C)	可処分所得
			合計(B)	年金	その他		合計(C)	年金	その他		
1	2,147	96	314	146	24	410	594	431	163	-184	2,331
2	3,217	153	411	209	29	564	669	501	168	-105	3,322
3	4,323	214	463	227	26	676	706	591	114	-30	4,353
4	5,375	289	595	298	50	884	780	688	92	105	5,270
5	6,390	356	709	368	59	1,065	863	770	93	203	6,187
6	7,565	460	820	427	76	1,279	897	830	67	382	7,183
7	8,926	593	952	510	88	1,545	928	882	46	617	8,309
8	10,871	812	1,088	583	104	1,900	929	879	50	970	9,901
9	13,719	1,160	1,329	728	129	2,489	905	866	39	1,584	12,135
10	17,039	1,600	1,571	868	168	3,170	865	835	30	2,305	14,734
平均	7,958	573	825	436	75	1,398	814	727	86	585	7,373

(2) 当初所得比(%)

所得階層	当初所得	税 (A)	社会保障負担			負担 (A)+(B)	社会保障給付			純負担 (A)+(B)-(C)	可処分所得
			合計(B)	年金	その他		合計(C)	年金	その他		
1	100.0	4.5	14.6	6.8	1.1	19.1	27.7	20.1	7.6	-8.6	108.6
2	100.0	4.7	12.8	6.5	0.9	17.5	20.8	15.6	5.2	-3.3	103.3
3	100.0	4.9	10.7	5.3	0.6	15.6	16.3	13.7	2.6	-0.7	100.7
4	100.0	5.4	11.1	5.5	0.9	16.4	14.5	12.8	1.7	1.9	98.1
5	100.0	5.6	11.1	5.8	0.9	16.7	13.5	12.1	1.4	3.2	96.8
6	100.0	6.1	10.8	5.6	1.0	16.9	11.9	11.0	0.9	5.1	94.9
7	100.0	6.6	10.7	5.7	1.0	17.3	10.4	9.9	0.5	6.9	93.1
8	100.0	7.5	10.0	5.4	1.0	17.5	8.5	8.1	0.5	8.9	91.1
9	100.0	8.5	9.7	5.3	0.9	18.1	6.6	6.3	0.3	11.5	88.5
10	100.0	9.4	9.2	5.1	1.0	18.6	5.1	4.9	0.2	13.5	86.5
平均	100.0	7.2	10.4	5.5	0.9	17.6	10.2	9.1	1.1	7.3	92.7

(注) 所得階層の固定性 $\alpha=0.25$, 利率率3%と想定。可処分所得=当初所得-純負担。
(出所)表1と同じ。

表8. 生涯所得ベースでみた改革の効果: 所得階層別純負担率

所得階層	現行	(当初所得比, %, %ポイント)					
		改革1	(変化幅)	改革2	(変化幅)	改革3	(変化幅)
1	-8.6	-12.8	(-4.3)	-18.8	(-10.2)	-23.0	(-14.5)
2	-3.3	-5.7	(-2.4)	-7.8	(-4.5)	-10.2	(-6.9)
3	-0.7	-1.0	(-0.3)	-3.2	(-2.5)	-3.5	(-2.8)
4	1.9	1.2	(-0.7)	1.3	(-0.6)	0.6	(-1.3)
5	3.2	2.4	(-0.7)	3.9	(0.8)	3.2	(0.0)
6	5.1	4.6	(-0.5)	6.2	(1.1)	5.7	(0.6)
7	6.9	6.6	(-0.3)	8.2	(1.3)	7.9	(1.0)
8	8.9	9.3	(0.4)	10.0	(1.1)	10.4	(1.4)
9	11.5	12.2	(0.7)	12.2	(0.7)	12.9	(1.3)
10	13.5	14.7	(1.2)	13.8	(0.3)	15.0	(1.5)
平均	7.3	7.3	(0.0)	7.3	(0.0)	7.3	(0.0)

(注) 改革1=社会保障負担を当初所得に比例にする(負担率=10.4%)。

改革2=社会保障給付を定額にする(814万円)。

改革3=改革1+改革2。

純負担率=(税負担+社会保障負担-社会保障給付)/当初所得。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「個人住民税負担の実態とその改革について」

研究分担者 田近栄治 一橋大学国際・公共政策大学院教授

八塩裕之 京都産業大学経済学部専任講師

研究要旨

本稿では、わが国の個人住民税負担の実態を分析し、その改革の方向性を検討した。わが国の個人住民税は「垂直的公平性」を重視する観点から所得控除を大きく設定し、低所得者に税を負担させないような構造となっている。しかし、個人住民税は自治体の公共財提供のための財源を住民がまかなうための税であり、「応益性」「自主性」の点からは本来、所得の多寡を問わずできるだけ多くの住民が負担すべき税である。その点から、本稿では個人住民税の課税ベースを拡大すべきことを主張した。それによって生じる低所得者の税負担増大については、国の所得税で配慮すべきこと、具体的には還付可能な税額控除で対応すべきことを主張した。すなわち、本稿のポイントは、「応益性」「自主性」を重視する個人住民税と「垂直的公平性」を重視する所得税の役割の明確化である。

A. 研究目的

わが国の個人住民税負担の実態を分析し、その改革の方向性を検討した。

民税を負担していない世帯が全体の 1/4 にも及ぶことを示し、そうした現状が「応益性」などの点で問題があることを述べた。そのうえで住民税の課税ベース拡大と所得税にお

B. 研究方法

国民生活基礎調査の所得票・世帯票を用いたマイクロ・シミュレーション分析。

ける還付可能な税額控除の導入による税制改革がこうした問題を解決する点で有効であることを示した。

（倫理面への配慮）

とくになし。

D. 考察

住民税の課税ベース拡大と所得税における税額控除導入に関して、いくつかの税制改革のパターンについて分析をおこなった。

C. 研究結果

個人住民税の課税ベース浸食によって、住

E. 結論

「応益性」や「自主性」を重視する個人住民税と、「垂直的公平性」を重視する所得税の役割を明確に分けることが重要であることを結論づけた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

・とくになし。

2.学会発表

・とくになし。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

個人住民税負担の実態とその改革について

田近 栄治（一橋大学国際・公共政策大学院教授）¹

八塩 裕之（京都産業大学経済学部専任講師）²

1. 問題の所在

本稿の目的は、わが国の個人住民税の問題点を分析し、所得税と住民税の一体改革を検討することである。以下で述べるように、わが国の個人住民税は固有の問題を抱えるが、シミュレーションを通じて、そうした問題を所得税との一体改革によって改善できることを示したい。

まず、わが国の個人住民税の問題点を述べる。住民税は「住民自らが、地方自治体が提供する公共財の費用を広く負担する」という「応益性」や、「地方自治体が住民と正面から向き合って税率を決定（課税自主権を行使）し、自らの責任で施策を進める」という「自主性」の点から、地方税の基幹税となるべき税とされる（佐藤、2005）。近年、「応益性」の観点から個人住民税は10%の比例税に改められたが、もうひとつの大きな問題が残されている。すなわち、所得控除によって住民税の課税ベースが大きく侵食されており、実に1/4の世帯が住民税（所得割）を負担していない、という問題である。

このように所得控除を大きく設定する理由は、「低所得者に負担をもとめるべきでない」という「(垂直的)公平性」への配慮と考えられる。しかし、個人住民税に関しては「応益性」や「自主性」の点から、こうした措置はむしろ弊害が大きい。たとえば、「自主性」のもとで自治体が独自の政策のための財源確保のために税率引き上げを住民に提案した場合³、税負担ゼロの世帯はただ乗りが可能のため常に提案に賛成し、その結果むだな公共財が供給される可能性がある。また、自治体の非効率歳出に対する住民の監視も不十分になる。自治体が独自の政策を行う際に必要な追加費用を住民自らが負担することを、地方財政理論では「限界的財政責任」と呼ぶが、住民税の課税ベース侵食は、こうした「限界的財政責任」を弱める結果、さまざまな非効率性を引き起こす可能性がある⁴。

¹ 連絡先 tajika@econ.hit-u.ac.jp

² 連絡先 hiroyuki.yashio@cc.kyoto-su.ac.jp

³ 実際には、わが国では個人住民税の税率を引き上げる(超過課税)自治体は非常に少なく、その前に地方交付税の増額要求や法人二税への超過課税がなされている。その結果、住民の段階で負担と受益が乖離し、公共財が過大に供給されている可能性がある。したがって、個人住民税改革とともに、交付税や法人二税の改革が必要であるが、それについては稿を分けて議論したい。

⁴ 住民税の課税ベース拡大は、国から地方に税源を大胆に移譲できるだけでなく、自治体間の税収の不偏性や安定性、充分性の改善などの望ましい性質をもち、わが国地方財政の抜

こうした問題を防ぐために、個人住民税は所得の多寡を問わずなるべく多くの住民が負担すべきである。その結果低所得者の税負担が増大するが、この問題に対し本稿では、国の所得税を活用すべきことを主張する。実際、財政学の基礎理論では、地方自治体は地方公共財の安定供給に徹する一方で、所得再分配は国が担うべき仕事とされる。本稿の主張は、自治体が提供する公共財の財源である個人住民税は、「応益性」や「自主性」の点から低所得者も含めて住民が広く負担する一方で、低所得者への配慮（垂直的公平性）は国の所得税で行う、という役割の明確化である。

具体的には、個人住民税の課税ベースを大きく広げるとともに、国税において還付可能な税額控除（refundable tax credit）による負担の一体調整の導入（田近・八塩、2008）を提案する。改革の狙いは、まず住民税の課税ベースを拡大して、すべての住民が個人住民税を負担し「応益性」を徹底する。それによる低所得者の負担増大に対しては、国の所得税における税額控除の還付（マイナス税）で対応する。所得税の還付（マイナス税）を（課税ベース拡大による）低所得世帯の住民税負担増大よりも大きく設定し、所得税・住民税トータルでは低所得者の負担を、むしろ軽減することも可能である。

そのうえで重要な点は、住民の「限界的財政責任」の強化である。税額控除の還付の活用で低所得世帯の所得税・住民税トータルの負担は軽減されるとしても、これとは別に自治体が独自の歳出増加のために税率を引き上げる場合、その分は低所得者も含めて住民が広く負担すべきである。それによって、無駄な歳出のための住民税率の引き上げへの歯止めが可能となる。具体的な制度設計としてはたとえば、税額控除による還付を全員一律額としたうえで、住民税の所得控除を廃止しすべての所得に税がかかるようにする方法が考えられる。

こうした本稿の議論においては、スウェーデンの税制が極めて参考になる。本稿では詳細の説明は省くが、とくに興味深い点を2点指摘したい⁵。第1に、個人所得課税における国と地方の明確な役割分担である。まず個人住民税は自治体の基幹税であり、自治体は自らが設定した税率（県と市の合計で平均30%）で幅広い課税ベースに課税する。その結果、低所得者も幅広く税を負担し、自治体の財政収入に占める住民税収の比率は85%にもなる。一方、国の所得税は低所得者に対する税額控除（マイナス税）と一部の富裕層に対する累進税だけで構成される⁶。その役割は所得再分配であり、そのため、国家税収全体に占める所得税収の比率は非常に小さい。このように、所得税と住民税の役割は明確に異なる（そのかわり、消費税や法人税は全て国の税収である）。

第2に、税額控除の還付の方法である。田近・八塩（2008）で述べたように、スウェーデンではアメリカなどと異なり、税額控除の還付を低所得者への直接的な現金給付とせず、

本改革を可能にする重要な改革である。それについては稿をわけて議論したい。

⁵ スウェーデンの制度の詳細は OECD（2008）、Swedish National Tax Agency（2008）、邦語文献では藤井（2003）などを参照のこと。

⁶ ただし、スウェーデンの個人住民税率は県と市あわせて平均30%程度にもなるため、税額控除による負担軽減後も低所得者の負担は非常に大きい。

所得税・住民税・社会保険料を一括徴収のもとで、住民税や社会保険料の負担の一部を実質的に国が肩代わりする形をとる。すなわち、税額控除の還付を税と社会保険料負担の一体管理の手段として用いているが、そうした方法は還付の執行の点からも重要と考えられる。還付を低所得者に対する直接的な現金給付で行うと、不正受給の誘発や執行コスト上昇を引き起こす恐れがある。かわりに社会保険料や住民税負担の軽減として行い、そうした処理を雇用者の源泉徴収段階で完了する仕組みなどを作れば、そうした問題を抑制する効果が期待できる。

本稿では以上の問題認識をもとに、わが国の所得税・住民税負担に関してマイクロ・シミュレーション分析をおこなう。用いたデータは平成 19 年度の『国民生活基礎調査』所得票・貯蓄票の個票データである⁷。報告書の構成を述べる。第 2 節では本稿の分析手法を説明する。続く第 3 節では個人住民税に焦点を当て、その問題点を議論する。第 4 節では税制改革のシミュレーション分析を行い、第 5 節で議論を総括する。

2. 分析の方法

2.1. 所得税・住民税額の計算

本稿の分析は平成 19 年度の国民生活基礎調査の個票を用いたマイクロ・シミュレーション分析であり、以下でそれについて説明する。用いる方法は基本的に田近・八塩（2008）と同じである。

まず、データのすべての個人に関して以下の方法で合計所得を計算する。

$$\begin{aligned} \text{合計所得} = & \text{給与所得} + \text{年金所得（雑所得）} + \text{事業所得} + \text{農業所得} \\ & + \text{家庭内労働所得} + \text{財産所得} \end{aligned}$$

ただし $\text{給与所得} = \text{雇用者所得} - \text{給与所得控除}$

$\text{年金所得} = \text{年金} - \text{公的年金等控除}$

事業所得・農業所得・家内労働所得のある個人には青色申告控除 10 万円を一律に適用した。また、国民生活基礎調査ではこれまで不動産所得と利子所得を別個の調査項目としてきたが、2004 年調査以降この 2 つが「財産所得」としてひとつの調査項目にまとめられた。利子所得は本来 20% の分離課税となるが、不動産と利子の内訳が不明であるため、分析ではすべて総合課税されると考えて計算をおこなった。ただし、データに示された財産所得の

⁷ 平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「所得・資産・消費と社会保険料・税との関係に着目した社会保障の給付と負担に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発第 0219001 号）平成 16 年国民生活基礎調査所得票の個票の再修正結果を引用・活用して作成したものである。

金額は大きくないため、これと異なる計算方法を用いても結果に大きな違いはおきないと考えられる。

次に、すべての個人に対して所得控除を適用し、課税所得を計算する。

課税所得＝合計所得－所得控除

分析で考慮した所得控除は基礎控除・配偶者控除・扶養控除、社会保険料控除である。配偶者控除や扶養控除は個人が属する世帯の家族関係と所得の大きさより適用可否を判断し、また老年や同居老親、特定扶養（16歳から22歳）による控除上乗せを反映した。社会保険料控除はデータに示された年金保険料、医療保険料、介護保険料の値をそのまま用いた。そして計算された課税所得に対して2007年（すなわち定率減税廃止と、国から地方への税源移譲反映後）の税率表を適用し、所得税・住民税の負担額（理論値）を計算した。

一方、分析では各世帯の児童手当と児童扶養手当の受給額についても計算した。いずれも2007年の制度のもとで世帯の家族関係や所得の大きさから適用可否を判断し、各世帯が受け取る手当の大きさ（理論値）をもとめた（自治体によってはこれらの手当に対する上乗せがあるが、それについては分析から除外した）⁸。

2.2 等価世帯可処分所得の計算とデータの概要

次に上記で計算した所得税・住民税額と児童手当・児童扶養手当額、データに示された社会保険料額、固定資産税額、所得額、家族形態の情報を使って、各世帯の等価世帯可処分所得（＝世帯可処分所得 $\div \sqrt{\text{世帯人員数}}$ ）を計算し、これに基づいて全世帯を10の所得階級に分割した。なお世帯可処分所得の式は以下である。

$$\begin{aligned} \text{世帯可処分所得} = & \text{雇用者所得} + \text{事業所得} + \text{農業所得} + \text{家庭内労働所得} + \text{年金} \\ & + \text{児童手当} + \text{児童扶養手当} - \text{所得税} - \text{住民税} - \text{社会保険料} - \text{固定資産税} \quad (1) \end{aligned}$$

そして所得階級ごとに税負担の実態や税制改革の効果などについて分析をおこなった。

表1は分析対象となった世帯の概要であり、これについて説明する。2007年の国民生活基礎調査の所得票には23513世帯のデータがあるが、そのうち社会保険料支払額が不明の世帯や単身赴任世帯などを分析から除いたため、分析対象は19980世帯である。そのため、各所得階層に1998世帯が属している。所得最下位である第I階層の世帯平均所得は74万円、最上位の第X階層は1400万円であり、全世帯の平均世帯所得は535万円であった。

この表ではさらに、データの世帯を「勤労世帯」と「年金世帯」にわけたケースを示している。「勤労世帯」は世帯所得の半分以上が雇用者所得や事業所得などの勤労所得である

⁸ 分析で反映できていない給付に生活保護手当がある。しかし生活保護手当を受けている世帯は国民全体の1%強であり、本稿のデータで換算すると数百世帯に限られることとなる。

世帯であり、いわば現役世帯である。一方、「年金世帯」は世帯所得の半分以上が年金である、いわば引退世帯である。勤労世帯は 13023 世帯、年金世帯は 6223 世帯であり、分析対象の 19980 世帯の大半（19246 世帯）は、どちらかの分類に含まれることになる⁹。平均世帯所得を比較すると勤労世帯が年金世帯よりもかなり高く、分布も所得上位に偏っている。すなわち、勤労の引退が、世帯所得に大きな影響を与えることが理解できる。

次節では、このデータを用いて分析を行う。「はじめに」で述べたように、本稿で注目するのはとくに個人住民税の負担の実態であり、以下ではこの点を中心に議論を進める。

＜表 1 挿入＞

3. わが国の個人住民税負担の実態

表 2 は、2007 年におけるわが国の税・社会保障の負担と給付の実態を示す。所得税や社会保険料負担の問題は田近・八塩（2008）ですでに検討したため、ここでは個人住民税（所得割）の問題を中心に議論する。個人住民税は三位一体改革による税源移譲によって、累進税から 10% の比例税となった。そのねらいのひとつは「応益性」重視であるが、その観点からわが国の住民税にはもうひとつの問題、すなわち、所得控除による課税ベース侵食という問題が残されている。この問題の重要性はすでに「はじめに」で述べたが、以下ではデータを用いて、より具体的に議論する。

＜表 2 挿入＞

表 2 ではまず全世帯の状況を示し、続いて勤労世帯・年金世帯について示している。まず全世帯をみると、個人住民税の課税ベース侵食の状況は、表の「住民税課税所得比率」（世帯所得¹⁰に占める住民税の課税所得比率）に示されている。それはおよそ 40% にとどまっており、約 6 割の世帯所得が課税ベースから除外されている。田近・八塩（2005）では所得税の課税ベース侵食の実態を分析したが、わが国では制度上、所得税と住民税の所得控除はほぼ同じであるため、住民税の状況も同じである。とくに（詳細は示していないが）、給与収入に適用される給与所得控除と年金収入に適用される公的年金等控除が大きい。その結果、住民税の平均税負担率は（10% の比例税といたつ）4% 程度である。

一方、表の右端には、世帯所得に占める住民税（所得割）負担率の世帯分布を示した。とくに注目すべきは、全世帯（19980 世帯）の 1/4 近い世帯（4805 世帯）の住民税負担がゼロであることである。そうした世帯は低所得階層に集中しているが、その内訳は、勤労世帯と年金世帯の状況をみるとより明らかとなる。すなわち、年金世帯で税額ゼロの世帯が非常に多く、そうした世帯は年金世帯全体（6233 世帯）の約半数（3108 世帯）に及ぶ。

⁹ 勤労世帯、年金世帯のどちらにも属さない世帯には、どの所得も 50% に満たない世帯や財産所得が多い世帯、所得ゼロの世帯などが含まれる。ただし、こうした世帯の数は全体で見ればわずかである。

¹⁰ (1) 式の世帯可処分所得に所得税・住民税、固定資産税、社会保険料をたしたもの。

表1で示したように年金世帯は低所得世帯が多いことに加え、年金収入に適用される公的年金等控除が大きいことが、こうした結果を導く原因となっている¹¹。

わが国で所得控除を大きく設定する理由は、「低所得者に税負担をかけるべきではない」という「(垂直的) 公平性」への配慮と考えられるが、個人住民税のあるべき姿を考えると、こうした政策の弊害は非常に大きい¹²。すなわち、「はじめに」で述べたように、個人住民税は自治体の歳出をまかなう基幹税であり、「住民自らが、地方自治体が提供する公共財の費用を広く負担する」という「応益性」や、「地方自治体が住民と正面から向き合って課税自主権を行使し、自らの責任で施策を進める」という「自主性」が重視されるからである。とくに、税負担ゼロの住民は自治体が提供する公共財にただ乗りできるため、自治体が追加で政策を行うための税率引き上げを提案した場合、常に賛成する誘因をもつ。こうした世帯が多いと、住民の「限界的財政責任」が弱まり、むだな公共財が供給されたり、自治体の非効率歳出に対する住民の監視が不十分になるといった弊害がおきると考えられる。

こうした弊害を防ぐために、住民税は課税ベースを広くとり、できるだけ多くの住民が負担すべきである。それによって、低所得者の負担が増えるという問題があるが、それについて本稿では国の所得税の活用を主張する。実際、基礎的な財政学の理論によると、地方自治体は公共財の安定供給に徹する一方で、所得再分配は国が行うべき仕事とされる (Feldstein and Wrobel, 1998)。田近・八塩 (2008) は、還付可能な税額控除 (refundable tax credit) を活用した所得税と社会保険料負担の一体調整により、低所得者の社会保険料負担を軽減することを検討したが、こうした制度を住民税にも拡張すれば、課税ベース拡大による低所得者の住民税負担増大を軽減できる。次節で具体的な税制改革案を検討する。

4. 住民税の課税ベース拡大と還付可能な税額控除の導入による税制改革

4.1. 税制改革の制度設計について

以下では、税制改革の効果についてシミュレーション分析を行う。分析では先に説明した所得データに対して税制改革後の税法を適用し、それによって負担がどのように変化するかを分析する。ただし、税制改革が労働供給に与える影響については捨象し、分析をシンプルに行う。

本稿で検討する税制改革の概要を説明する。改革の基本的な考え方は個人住民税の課税ベース拡大と、所得税における還付可能な税額控除 (以下では単に「税額控除」とよぶ) の導入である。まず、個人住民税の改革はシンプルである。すなわち、住民税において給与所得控除、公的年金等控除、人的所得控除 (基礎・配偶者・扶養控除) をすべて廃止する (社会保険料控除のみ残す)。すなわち、所得が少しでもある個人には原則、住民税負担

¹¹ 公的年金等控除に対しては、純粋に年金課税の理論からだけでなく、公的年金の負担と給付の世代間格差の観点からも問題を指摘することができる (田近・八塩, 2008)。

¹² 個人住民税の課税ベース侵食は、ここで述べた問題以外にも、課税の偏在性や安定性の点で問題をもたらす。これらの問題は非常に重要であるが、稿をわけて議論したい。

をもとめる。こうした改革のねらいは、住民税における応益性の徹底である。

一方、所得税は現状の税制をそのままとした上で、国民全員に一律額を適用する税額控除を導入する¹³。低所得者の場合、税額控除額が（税額控除前の）所得税額よりも大きくなるが、その差額はマイナス税額として還付され、これによって所得再分配がなされる（ただし、還付をどのように行うかについてはこのあと議論する）。改革では国と地方トータルで税収中立を想定し、住民税の課税ベース拡大による税収増と税額控除導入による国税の税収減が同額になるように、一人あたりの税額控除額を設定した。すなわち、国から地方への税源移譲がなされることとなる¹⁴。

ただし、低所得者への税額控除の還付を直接的な現金給付で行うことについては、不正受給の誘発や執行コストの上昇といった問題が懸念されるため、ここでは別の方法を検討する。田近・八塩（2008）は、国民が所得税と社会保険料を一体的に（まとめて）納付する制度の構築を前提に、税額控除による所得税のマイナスを社会保険料負担の軽減に用いる制度（税額控除額が保険料を超える場合は打ち切る）を検討した。たとえば保険料負担が10万円、税額控除によって税が-5万円の場合、（現在のわが国で制度を実施すれば、これらの納付・還付は別々になされる必要があるが）これを5万円の一括納付とする制度である。田近・八塩（2008）はこうした制度による、所得税と社会保険料負担の一体調整の重要性を述べたが、本稿では、この制度を住民税にも拡張することを考える。すなわち、国民が所得税・社会保険料・個人住民税を一括納付する制度の構築を前提に、税額控除によるマイナスを社会保険料や個人住民税の負担軽減に用いる（税額控除額が保険料や住民税を超える場合は打ち切る）制度である。税額控除による保険料・住民税の相殺処理を、雇用者の源泉徴収段階で完了する仕組みを作れば、不正受給の問題や還付に係る執行コストを軽減できる可能性がある。「はじめに」で述べたように、スウェーデンでは、実際に類似の制度が実施されている。

ただし、還付をこうした方法で行ったときの問題は、一般に社会保険料や個人住民税を支払わない子供の扱いである。すなわち、税額控除は子供にも一律額が認められるが、子供は社会保険料や個人住民税を支払わないため、実質的には税額控除が適用されない。しかし、子育て世帯への経済的支援の重要性が高まっている（国立社会保障・人口問題研究所、2005）ことを考慮し、22歳以下で所得がゼロの子供については例外措置を講じた。すなわち、同居する世帯員の扶養家族であることを認め、その世帯員の税額から子供の分の税額控除額をひくことができるとした¹⁵。これによって、子育て世帯への税負担軽減効果は

¹³ こうした改革の問題点は、所得税で基礎的人的所得控除と基礎的税額控除が併存することである。オランダでは基礎的人的所得控除をすべて廃止して、それを一律の基礎的人的税額控除に変える改革がなされたが（田近・八塩、2008）そうした方法も考えられる。

¹⁴ こうした改革が自治体間の税収格差是正に及ぼす効果については稿を分けて議論したい。

¹⁵ 子供に対するこうした特別措置を「児童税額控除」と名付けて区別することも可能である。なお、本来、20歳以上の成人は学生であっても年金保険料を支払うこととなっており、こうした特別措置の適用対象は20歳までとすべきとの考えもある。ただし、現状でも「学

むしろ大きくなるが、政策的にも望ましいと考えた。

4.2. 税制改革のシミュレーション分析

表3-1、表3-2に税制改革の分析結果を示した。改革の内容を再度簡単に整理すると、住民税の課税ベースを大きく拡張する一方で、所得税において全員一律額の税額控除を導入する。ただし、低所得者に対する還付については現金給付とはせず、社会保険料や個人住民税の相殺で行う。税制改革では国と地方の合計で税収中立となるように、一人当たり税額控除額を設定する。計算によると、国民一人当たり税額控除額は12.5万円である。

まず、表3-1には税制改革による所得階層別の税負担変化を示した。この表で最初に述べるべきは、改革で税収が国から地方へ大きく移されることである。これによって、個人住民税の税負担は平均で3.9%から8.9%に5%（すなわち、個人住民税の税収が倍以上になる）も増大し、逆に国民全体の（税額控除後の）所得税の平均負担率はマイナスとなる（ $3.8\% - 5.0\% = -1.2\%$ ）。これはやや非現実的ともいえるが、所得税と住民税の役割の明確化という点では興味深い結果でもある。すなわち、「はじめに」では、個人住民税を公共財供給のための財源を住民から広く調達する手段、所得税を所得再分配手段として役割をわけの必要性を述べた。そうした制度が実際にとられているスウェーデンでは、個人住民税は自治体の財政収入の85%を占める一方で、所得税が国の税収に占める比率は極めて少なくなっている（スウェーデンではそのかわり消費税や法人税は全て国の税収である）。

それを踏まえたうえで改革が家計の負担に及ぼす効果を分析すると、注目すべきは個人住民税の課税所得と負担率の変化である。社会保険料控除以外の所得控除をすべて廃止したため、住民税の課税所得比率は第1・2階層でも80%を超え、上位階層では90%を超える。その結果、住民税負担率はすべての所得階層で8~9%と、大きく増大する。また、勤労世帯と年金世帯を比較すると年金世帯の税負担率がむしろ高くなる。これは、年金世帯の社会保険料控除が小さいためである。

一方、税額控除を導入するため、所得税・住民税のトータルで見ると、低所得者の税負担はむしろ減少する。たとえば、改革によって第I階層では約7%の税負担率減少となる。一方、所得の高い階層は改革によって税負担増となり、この結果所得の高い階層から低い階層への所得再分配がなされる。このように、税額控除による所得再分配効果は非常に強いため、低所得階層の住民税負担増大を打ち消すための有効な手段である¹⁶。改革のねらい

生特例制度」によって学生は保険料支払いを事実上免除されており、実際データによると20歳以上でも学生はほとんど保険料を支払っていないようである。そこで、ここでの制度設計は特別措置の適用対象をあえて「22歳以下」とした。

¹⁶ 表3-1によると、年金世帯では比較的低所得の第III階層から、税制改革で税負担が増大している。しかし、年金世帯の第III・IV階層より上の階層では、現在の所得はそれほど多くないが、実際にはかつて多くの所得を稼ぎそれを資産で保有する豊かな世帯が多く存在すると考えられる（田近・八塩、2008）。その点ではむしろ、こうした世帯の税負担は若干増えるべきとも考えられる。

は、住民税で公共財供給のための財源を住民から広く徴収する一方、所得再分配は国がおこなう、という役割分担の徹底である。

次に、表3-2では表の左側に住民税負担率の世帯分布を示した。第I階層で住民税負担ゼロの世帯がわずかに(295世帯)存在するが、これはおもに世帯所得がゼロの世帯であり、これを除くとほとんどの世帯の住民税負担率は6%以上となる。このように、改革によって「応益性」は極めて徹底される。また、ここで検討した税制のもとでは、個人住民税の「限界的財政責任」が強化される点が重要である。すなわち、自治体が独自の政策のために税率を引き上げた場合¹⁷、その分については住民が広く負担することで、無駄な歳出にあてるための税率引き上げに歯止めをかけることが可能となる。表3-2にその効果を示した。ここでは、住民税の税率をわずかに(0.1%)引き上げた場合、税負担が実際に増大する世帯数がどれだけいるかを示したが、その比率は94%(1871/19980)におよぶ¹⁸。現状の税制では、この比率は約4割(住民税の税額ゼロ世帯の比率)であることを考えると、極めて大きな改善がみられることが分かる¹⁹。

なお、以下では説明は省略するが、本稿では、これ以外のいくつかの改革についても分析をおこない、その結果についても表で示した。これらについて興味がある場合は表を参照してほしい。

5. おわりに

本稿では、個人住民税の問題点を示し、そうした問題を所得税と一体で改革することの重要性を議論した。個人住民税は本来「応益性」や「自主性」の点からできるだけ多くの住民に負担を求める必要がある。しかし、わが国では「(垂直的)公平性」の観点から、低所得者への配慮のために所得控除を大きく設定する結果、住民税負担ゼロの世帯が全体の4割近くにもなっており、問題を生じている。本稿では、住民税については課税ベースを大きく拡大して、できるだけ多くの住民に税負担を求める一方で、低所得者への配慮については国の所得税で行うことを提案した。具体的には、住民税の課税ベース拡大と所得税における還付可能な税額控除の導入である。これによって、所得再分配機能についてはむ

¹⁷ 自治体が独自に個人住民税率を決める場合、いわゆる自治体間の租税競争がおこることが考えられ、スウェーデンでもそうした問題がおきていることが述べられている(Edmark and Argen, 2008)。したがって、

¹⁸ 本稿の制度では、所得税の税額控除を社会保険料と個人住民税の相殺でおこなっているため、税額控除の還付額が社会保険料と個人住民税額の合計額より大きい低所得世帯の一部で、住民税額の増大が税額控除の還付で打ち消される世帯が存在する。

¹⁹ 本稿で述べた個人住民税の課税ベース拡大と税額控除の活用を組み合わせる税制改革の問題の一つは、世帯の第二稼得者の労働参加に影響を与えることである。Saez(2002)が示したように、税はそうした労働者が労働に参加するかどうかの意思決定に大きな影響を与えることが知られており、労働報酬全体に住民税が課税されれば、一部のパート労働者は労働参加を取りやめる可能性がある。そうした問題への対処としては、住民税の所得控除を一部残すことが考えられる。

しろ強化しつつ、住民税の「応益性」や「限界的財政責任」を大幅に強化できることを示した。

本稿のような税制改革を実際に行うために必要なことは、還付可能な税額控除の執行体制の構築である。わが国では税額控除の還付の執行をおこなう体制が整っていない。しかし、本稿で触れたスウェーデンをはじめ、多くの国で興味ある工夫がなされており、そうした経験に学ぶことが重要である。

また、本稿で検討したような住民税改革は、交付税や地方税体系のあり方にも大きな影響を与える。そうした観点からの検討は今後の課題である。

参考文献

OECD (2007) *Taxing Wages 2006-2007 Special Feature: Tax Reforms and Tax Burdens*.

Edmark, K. and Argen, H. (2008) "Identifying Strategic Interactions in Swedish Local Income Tax Policies," *Journal of Urban Economics* 63. p849-857

Feldstein, M. and Wrobel, M. (1998) "Can State Taxes Redistribute Income?" *Journal of Public Economics* 68. p369-396.

Saez, E., (2002) "Optimal Income Transfer Programs: Intensive versus Extensive Labor Supply Responses," *Quarterly Journal of Economics* Vol.117(3). p1039-73.

Swedish National Tax Agency (2007) *Skattestatistik årsbok (Tax Statistical Yearbook) 2007*

佐藤主光 (2005) 「地方の自立と財政責任を確立する地方税制改革へ向けて」『フィナンシャル・レビュー』 45-75 ページ。

藤井威 (2003) 『スウェーデン・スペシャルⅢ』新評論

田近栄治・八塩裕之 (2006) 「わが国所得税負担の実態とその改革の方向性について」貝塚啓明+財務総合政策研究所編著『経済格差の研究』第7章、中央経済社。

田近栄治・八塩裕之 (2008) 「所得税改革 -税額控除による税と社会保険料負担の一体調整-」『季刊社会保障研究』第44号3巻、291-306 ページ。

表1 データの世帯の概要

全世帯				うち 勤労世帯			うち 年金世帯		
所得 階層	世帯数	世帯人数	世帯所得 (年金・ 手当含む) (万円)	世帯数	世帯人数	世帯所得 (年金・ 手当含む) (万円)	世帯数	世帯人数	世帯所得 (年金・ 手当含む) (万円)
I	1998	1,802	74	561	2,387	104	1,138	1,620	77
II	1998	2,349	178	925	2,901	204	1,065	1,876	155
III	1998	2,547	258	995	3,055	291	990	2,043	228
IV	1998	2,589	325	1,030	3,157	368	951	1,985	280
V	1998	2,751	400	1,165	3,299	449	816	1,963	332
VI	1998	2,965	490	1,380	3,346	532	594	2,074	400
VII	1998	3,125	600	1,622	3,359	630	353	2,088	472
VIII	1998	3,221	732	1,754	3,357	757	206	2,126	562
IX	1998	3,079	894	1,832	3,160	920	93	2,032	652
X	1998	2,878	1,400	1,759	2,900	1,411	17	2,000	878
合計	19980	2,730	535	13,023	3,148	667	6,223	1,926	259

表2 現在の税・社会保険料負担の実態

全世帯

所得階層	世帯数	住民税課税所得比率	負担率				住民税負担率分布(世帯数) (合計19980世帯)				
			所得税負担率	住民税負担率	社会保険料負担率	税+社保負担率	0%	0~2%	2~4%	4~6%	6%以上
I	1998	0.7%	0.02%	0.07%	14.08%	14.18%	1936	36	18	7	1
II	1998	4.1%	0.14%	0.41%	10.92%	11.47%	1555	253	80	72	38
III	1998	10.4%	0.38%	1.04%	10.20%	11.62%	827	498	496	83	94
IV	1998	16.8%	0.67%	1.68%	9.79%	12.13%	338	545	639	382	94
V	1998	22.9%	0.97%	2.29%	10.03%	13.29%	118	311	767	552	250
VI	1998	29.0%	1.34%	2.90%	10.03%	14.26%	29	190	497	703	579
VII	1998	35.3%	1.84%	3.53%	10.05%	15.42%	2	37	293	733	933
VIII	1998	40.3%	2.51%	4.03%	10.18%	16.73%	0	6	98	665	1229
IX	1998	47.1%	3.67%	4.71%	10.00%	18.38%	0	0	33	399	1566
X	1998	61.8%	8.97%	6.18%	8.24%	23.38%	0	0	12	246	1740
合計	19980	39.5%	3.77%	3.95%	9.66%	17.38%	4805	1876	2933	3842	6524

勤労世帯

所得階層	世帯数	住民税課税所得比率	負担率				住民税負担率分布(世帯数) (合計13023世帯)				
			所得税負担率	住民税負担率	社会保険料負担率	税+社保負担率	0%	0~2%	2~4%	4~6%	6%以上
I	561	1.9%	0.06%	0.19%	17.77%	18.01%	501	34	18	7	1
II	925	7.0%	0.24%	0.70%	13.30%	14.25%	560	189	66	72	38
III	995	14.9%	0.56%	1.49%	11.89%	13.94%	213	243	370	75	94
IV	1030	20.4%	0.82%	2.04%	11.24%	14.09%	79	168	379	313	91
V	1165	25.4%	1.09%	2.54%	11.32%	14.95%	26	112	329	452	246
VI	1380	30.9%	1.44%	3.09%	10.88%	15.41%	10	70	222	516	562
VII	1622	36.2%	1.92%	3.62%	10.53%	16.07%	0	17	153	547	905
VIII	1754	40.7%	2.59%	4.07%	10.51%	17.17%	0	3	50	516	1185
IX	1832	47.2%	3.74%	4.72%	10.19%	18.65%	0	0	11	311	1510
X	1759	60.7%	8.64%	6.07%	8.63%	23.34%	0	0	0	174	1585
合計	13023	42.7%	4.06%	4.27%	10.18%	18.51%	1389	836	1598	2983	6217

年金世帯

所得階層	世帯数	住民税課税所得比率	負担率				住民税負担率分布(世帯数) (合計6223世帯)				
			所得税負担率	住民税負担率	社会保険料負担率	税+社保負担率	0%	0~2%	2~4%	4~6%	6%以上
I	1138	0.0%	0.00%	0.00%	11.04%	11.04%	1137	1	0	0	0
II	1065	0.7%	0.02%	0.07%	8.16%	8.25%	992	59	14	0	0
III	990	4.6%	0.15%	0.46%	8.00%	8.61%	613	247	122	8	0
IV	951	11.6%	0.45%	1.16%	7.69%	9.30%	256	368	256	68	3
V	816	18.0%	0.75%	1.80%	7.52%	10.07%	90	196	429	97	4
VI	594	23.3%	1.02%	2.33%	7.37%	10.73%	18	111	266	182	17
VII	353	29.6%	1.37%	2.96%	7.17%	11.50%	2	17	129	179	26
VIII	206	36.1%	1.79%	3.61%	6.59%	11.98%	0	3	35	130	38
IX	93	43.4%	2.49%	4.34%	6.24%	13.06%	0	0	3	51	39
X	17	51.1%	4.14%	5.11%	5.36%	14.61%	0	0	0	8	9
合計	6223	16.9%	0.78%	1.69%	7.68%	10.14%	3108	1002	1254	723	136

表3-1 税制改革の効果その1

住民税所得控除全廃+所得税税額控除導入(所得税・住民税・社会保険料一括徴収のもとで税額控除還付は社保・住民税まで)

一人当たり税額控除 所得税 12,4765万円

全世帯

所得階層	税制改革前					税制改革後						税制改革効果			
	住民税 課税所得 比率	所得税	負担率(%)			住民税 課税所得 比率	所得税 (税額控除前)	住民税	社会 保険料	税額控除	計	住民税 課税所得 比率	負担率(%)		
			住民税	社会 保険料	計								住民税	税額控除	計
I	0.007	0.0%	0.1%	14.1%	14.2%	0.813	0.0%	8.1%	14.1%	-15.4%	6.8%	0.805	8.1%	-15.4%	-7.4%
II	0.041	0.1%	0.4%	10.9%	11.5%	0.847	0.1%	8.5%	10.9%	-11.6%	7.9%	0.806	8.1%	-11.6%	-3.6%
III	0.104	0.4%	1.0%	10.2%	11.6%	0.869	0.4%	8.7%	10.2%	-9.1%	10.2%	0.765	7.7%	-9.1%	-1.4%
IV	0.168	0.7%	1.7%	9.8%	12.1%	0.883	0.7%	8.8%	9.8%	-7.8%	11.5%	0.715	7.2%	-7.8%	-0.7%
V	0.229	1.0%	2.3%	10.0%	13.3%	0.885	1.0%	8.8%	10.0%	-6.8%	13.0%	0.656	6.6%	-6.8%	-0.3%
VI	0.290	1.3%	2.9%	10.0%	14.3%	0.886	1.3%	8.9%	10.0%	-6.1%	14.2%	0.596	6.0%	-6.1%	-0.1%
VII	0.353	1.8%	3.5%	10.1%	15.4%	0.888	1.8%	8.9%	10.1%	-5.3%	15.5%	0.536	5.4%	-5.3%	0.1%
VIII	0.403	2.5%	4.0%	10.2%	16.7%	0.890	2.5%	8.9%	10.2%	-4.5%	17.1%	0.487	4.9%	-4.5%	0.4%
IX	0.471	3.7%	4.7%	10.0%	18.4%	0.895	3.7%	9.0%	10.0%	-3.6%	19.0%	0.425	4.2%	-3.6%	0.7%
X	0.618	9.0%	6.2%	8.2%	23.4%	0.915	9.0%	9.1%	8.2%	-2.2%	24.1%	0.297	3.0%	-2.2%	0.7%
合計	0.395	3.8%	4.0%	9.7%	17.4%	0.893	3.8%	8.9%	9.7%	-5.0%	17.4%	0.497	5.0%	-5.0%	0.0%

勤労世帯

所得階層	税制改革前					税制改革後						税制改革効果			
	住民税 課税所得 比率	所得税	負担率(%)			住民税 課税所得 比率	所得税 (税額控除前)	住民税	社会 保険料	税額控除	計	住民税 課税所得 比率	負担率(%)		
			住民税	社会 保険料	計								住民税	税額控除	計
I	0.019	0.1%	0.2%	17.8%	18.0%	0.726	0.1%	7.3%	17.8%	-15.0%	10.1%	0.707	7.1%	-15.0%	-7.9%
II	0.070	0.2%	0.7%	13.3%	14.2%	0.794	0.2%	7.9%	13.3%	-12.1%	9.4%	0.723	7.2%	-12.1%	-4.9%
III	0.149	0.6%	1.5%	11.9%	13.9%	0.838	0.6%	8.4%	11.9%	-9.7%	11.1%	0.689	6.9%	-9.7%	-2.8%
IV	0.204	0.8%	2.0%	11.2%	14.1%	0.859	0.8%	8.6%	11.2%	-8.3%	12.4%	0.655	6.6%	-8.3%	-1.7%
V	0.254	1.1%	2.5%	11.3%	15.0%	0.866	1.1%	8.7%	11.3%	-7.1%	13.9%	0.612	6.1%	-7.1%	-1.0%
VI	0.309	1.4%	3.1%	10.9%	15.4%	0.875	1.4%	8.8%	10.9%	-6.2%	14.9%	0.566	5.7%	-6.2%	-0.5%
VII	0.362	1.9%	3.6%	10.5%	16.1%	0.883	1.9%	8.8%	10.5%	-5.3%	15.9%	0.520	5.2%	-5.3%	-0.1%
VIII	0.407	2.6%	4.1%	10.5%	17.2%	0.887	2.6%	8.9%	10.5%	-4.5%	17.5%	0.480	4.8%	-4.5%	0.3%
IX	0.472	3.7%	4.7%	10.2%	18.7%	0.893	3.7%	8.9%	10.2%	-3.6%	19.3%	0.421	4.2%	-3.6%	0.6%
X	0.607	8.6%	6.1%	8.6%	23.3%	0.911	8.6%	9.1%	8.6%	-2.2%	24.2%	0.304	3.0%	-2.2%	0.8%
合計	0.427	4.1%	4.3%	10.2%	18.5%	0.886	4.1%	8.9%	10.2%	-4.6%	18.5%	0.460	4.6%	-4.6%	-0.1%

年金世帯

所得階層	税制改革前					税制改革後						税制改革効果			
	住民税 課税所得 比率	所得税	負担率(%)			住民税 課税所得 比率	所得税 (税額控除前)	住民税	社会 保険料	税額控除	計	住民税 課税所得 比率	負担率(%)		
			住民税	社会 保険料	計								住民税	税額控除	計
I	0.000	0.0%	0.0%	11.0%	11.0%	0.887	0.0%	8.9%	11.0%	-15.3%	4.6%	0.887	8.9%	-15.3%	-6.5%
II	0.007	0.0%	0.1%	8.2%	8.3%	0.908	0.0%	9.1%	8.2%	-11.0%	6.2%	0.901	9.0%	-11.0%	-2.0%
III	0.046	0.2%	0.5%	8.0%	8.6%	0.909	0.2%	9.1%	8.0%	-8.3%	8.9%	0.863	8.6%	-8.3%	0.3%
IV	0.116	0.5%	1.2%	7.7%	9.3%	0.916	0.5%	9.2%	7.7%	-7.1%	10.2%	0.800	8.0%	-7.1%	0.9%
V	0.180	0.8%	1.8%	7.5%	10.1%	0.921	0.8%	9.2%	7.5%	-6.2%	11.3%	0.741	7.4%	-6.2%	1.2%
VI	0.233	1.0%	2.3%	7.4%	10.7%	0.921	1.0%	9.2%	7.4%	-5.6%	12.0%	0.688	6.9%	-5.6%	1.2%
VII	0.296	1.4%	3.0%	7.2%	11.5%	0.922	1.4%	9.2%	7.2%	-4.9%	12.8%	0.626	6.3%	-4.9%	1.3%
VIII	0.361	1.8%	3.6%	6.6%	12.0%	0.929	1.8%	9.3%	6.6%	-4.3%	13.4%	0.569	5.7%	-4.3%	1.4%
IX	0.434	2.5%	4.3%	6.2%	13.1%	0.933	2.5%	9.3%	6.2%	-3.6%	14.5%	0.499	5.0%	-3.6%	1.4%
X	0.511	4.1%	5.1%	5.4%	14.6%	0.944	4.1%	9.4%	5.4%	-2.8%	16.2%	0.433	4.3%	-2.8%	1.6%
合計	0.169	0.8%	1.7%	7.7%	10.1%	0.917	0.8%	9.2%	7.7%	-7.2%	10.5%	0.748	7.5%	-7.2%	0.3%

表3-2 税制改革の効果その2

全世帯

所得階層	世帯数	改革後税制 住民税負担率					改革後税制 住民税率0.1%UP効果	
		0%	0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	税負担 増加	税負担 変化なし
I	1998	295	6	14	40	1643	665	1333
II	1998	0	0	1	6	1991	1569	429
III	1998	0	0	0	4	1994	1910	88
IV	1998	0	0	1	7	1990	1981	17
V	1998	0	0	0	4	1994	1994	4
VI	1998	0	0	0	1	1997	1998	0
VII	1998	0	0	0	4	1994	1998	0
VIII	1998	0	0	0	4	1994	1998	0
IX	1998	0	0	0	5	1993	1998	0
X	1998	0	0	0	23	1975	1998	0
合計	19980	295	6	16	98	19565	18109	1871

勤労世帯

所得階層	世帯数	改革後税制 住民税負担率					改革後税制 住民税率0.1%UP効果	
		0%	0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	税負担 増加	税負担 変化なし
I	561	7	5	5	26	518	278	283
II	925	0	0	0	2	923	701	224
III	995	0	0	0	0	995	931	64
IV	1030	0	0	0	0	1030	1017	13
V	1165	0	0	0	0	1165	1162	3
VI	1380	0	0	0	0	1380	1380	0
VII	1622	0	0	0	0	1622	1622	0
VIII	1754	0	0	0	0	1754	1754	0
IX	1832	0	0	0	0	1832	1832	0
X	1759	0	0	0	0	1759	1759	0
合計	13023	7	5	5	28	12978	12436	587

年金世帯

所得階層	世帯数	改革後税制 住民税負担率					改革後税制 住民税率0.1%UP効果	
		0%	0~2%	2~4%	4~6%	6%以上	税負担 増加	税負担 変化なし
I	1138	1	1	5	8	1123	380	758
II	1065	0	0	0	1	1064	861	204
III	990	0	0	0	0	990	968	22
IV	951	0	0	0	0	951	948	3
V	816	0	0	0	0	816	816	0
VI	594	0	0	0	0	594	594	0
VII	353	0	0	0	0	353	353	0
VIII	206	0	0	0	0	206	206	0
IX	93	0	0	0	0	93	93	0
X	17	0	0	0	0	17	17	0
合計	6223	1	1	5	9	6207	5236	987

現状税制における税・社会保険料負担の実態

所得階層	世帯数	世帯人数	世帯所得		税負担(直接税)		社会保険料負担(万円)		社会保険給付(万円)		負担率		所得		税・社会保険料負担率		平均世帯		総所得		住民税負担率分布(世帯数)						
			(年・手当含む)	(万円)	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税			
I	1998	1,802	74	0.5%	0.02	0.06	3.47	4.94	3.09	2.30	10.45	0.81	2.36	44.0	0.02%	0.07%	14.08%	1.56	0.38	16.03	19.36	36	18	7	1		
II	1998	2,349	178	2.8%	0.25	0.73	4.06	9.15	6.52	3.24	19.39	2.32	3.92	83.2	0.14%	0.41%	10.92%	10.83	0.51	60.57	19.55	253	80	72	38		
III	1998	2,547	258	7.6%	0.98	2.69	5.23	12.68	8.93	3.66	26.36	2.63	3.30	114.4	0.38%	1.04%	10.20%	12.44	1.11	105.63	82.7	498	496	83	94		
IV	1998	2,589	325	13.3%	1.33	3.64	5.34	14.97	11.39	4.45	31.79	2.90	2.26	135.9	0.67%	1.68%	12.13%	13.51	1.47	155.65	338	545	639	382	94		
V	1998	2,751	400	19.2%	3.89	9.15	6.31	17.86	15.95	4.61	40.13	3.35	1.72	142.4	0.97%	2.29%	10.93%	14.11	1.86	223.72	118	311	767	552	250		
VI	1998	2,665	490	25.9%	6.55	14.24	7.03	21.22	21.26	4.56	49.17	3.75	1.12	129.3	1.34%	2.90%	10.03%	14.53	3.33	315.14	29	190	497	703	579		
VII	1998	3,125	600	32.1%	35.38	11.04	21.17	7.46	24.30	28.60	4.47	60.28	3.52	1.34	109.6	1.84%	3.53%	10.05%	6.00	3.95	454.69	2	37	293	703	933	
VIII	1998	3,221	752	37.6%	18.40	29.53	9.29	28.45	37.61	4.52	74.55	2.18	1.74	96.6	2.51%	4.03%	10.18%	16.72	6.28	578.10	0	6	98	605	1,229		
IX	1998	3,079	894	44.9%	32.86	42.10	11.05	33.11	46.87	5.45	89.41	1.05	1.47	86.5	3.67%	4.71%	10.00%	18.35%	17.75	127.9	729.35	0	0	33	399	1,566	
DX	1998	2,878	1,400	60.5%	61.85	125.52	86.48	27.42	44.24	59.71	6.33	115.35	0.54	1.06	85.8	8.97%	6.18%	8.24%	23.38%	23.18	105.55	123.45	0	0	12	246	1,740
合計	19980	2,730	535	37.1%	39.5%	20.17	21.16	8.67	21.10	23.97	4.41	51.89	2.31	2.00	102.6	3.77%	3.95%	9.66%	15.23	13.72	364.01	4805	1876	2933	3842	6524	

勤労世帯

所得階層	世帯数	世帯人数	世帯所得		税負担(直接税)		社会保険料負担(万円)		社会保険給付(万円)		負担率		所得		税・社会保険料負担率		平均世帯		総所得		住民税負担率分布(世帯数)					
			(年・手当含む)	(万円)	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税		
I	561	2,387	104	1.1%	0.06	0.19	3.83	8.47	1.18	18.40	2.28	4.94	5.6	0.06%	0.19%	17.77%	12.22	0.13	55.34	501	34	18	7	1		
II	925	2,901	204	4.9%	0.50	1.44	3.57	12.00	12.49	1.74	27.17	4.65	7.30	12.4	0.24%	0.70%	13.30%	1.25	0.23	126.54	560	189	66	72	38	
III	955	3,055	291	11.2%	1.62	4.32	4.39	14.48	16.32	2.13	34.56	5.09	4.75	19.6	0.50%	1.49%	11.89%	2.27	0.33	202.95	213	243	370	75	94	
IV	1030	3,157	368	16.2%	3.00	7.51	4.26	16.68	20.47	2.34	41.37	5.52	2.91	24.2	0.82%	2.04%	11.24%	1.84	0.29	288.98	79	168	379	313	91	
V	1165	3,299	449	21.3%	25.4%	4.89	11.42	5.28	19.64	25.10	2.56	50.87	5.69	1.71	29.6	1.09%	2.54%	11.32%	3.53	0.48	388.75	26	112	329	452	246
VI	1380	3,346	532	27.2%	30.9%	7.67	16.45	6.27	22.27	29.66	3.02	57.88	5.33	1.26	36.2	1.44%	3.09%	10.88%	3.45	1.12	438.83	10	70	222	516	562
VII	1622	3,359	630	32.9%	36.2%	12.11	22.84	6.84	24.97	34.45	3.51	66.37	4.32	1.24	48.0	1.92%	3.62%	16.07%	5.65	1.37	520.75	0	17	153	547	905
VIII	1754	3,357	737	37.9%	40.7%	19.59	30.84	8.61	28.98	42.21	4.33	79.92	2.44	1.83	55.9	2.59%	4.07%	10.51%	16.70	2.21	641.40	0	3	50	516	1,185
IX	1832	3,100	920	45.1%	47.2%	34.43	43.44	9.64	33.82	50.32	5.16	121.90	1.14	1.47	65.6	3.74%	4.72%	10.19%	17.81	3.32	783.19	0	0	11	311	1,510
DX	1759	2,960	1,411	59.5%	60.7%	121.99	85.68	19.40	65.21	65.22	6.14	100.56	1.04	65.3	8.64%	6.07%	8.63%	23.34%	23.38	22.13	1118.07	0	0	174	1585	
合計	13023	3,148	667	40.2%	42.7%	27.12	28.48	8.24	25.61	35.46	3.65	67.95	3.43	2.36	42.3	4.06%	4.27%	10.18%	15.77	4.16	541.66	1369	836	1598	2983	6217

年金世帯

所得階層	世帯数	世帯人数	世帯所得		税負担(直接税)		社会保険料負担(万円)		社会保険給付(万円)		負担率		所得		税・社会保険料負担率		平均世帯		総所得		住民税負担率分布(世帯数)					
			(年・手当含む)	(万円)	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税	所得	住民税		
I	1138	1,620	77	0.0%	0.00	0.00	3.97	4.22	0.94	3.30	8.51	0.11	0.44	74.4	0.00%	0.00%	11.04%	10.99	0.12	0.89	1137	1	0	0	0	
II	1065	1,876	155	0.4%	0.7%	0.03	0.11	4.37	6.65	1.36	4.55	12.63	0.32	0.22	145.2	0.02%	0.07%	8.18%	8.25%	0.70	0.21	3.80	992	59	14	0
III	990	2,043	228	3.1%	4.6%	0.35	1.05	5.74	10.88	1.60	5.68	18.22	0.21	1.94	211.0	0.15%	0.46%	8.00%	12.79	0.81	8.90	613	247	122	8	
IV	951	1,995	260	9.1%	11.6%	1.27	3.24	5.93	12.94	1.63	6.76	21.54	0.11	1.58	259.2	0.45%	1.18%	7.69%	4.66	0.84	13.43	258	368	296	68	
V	816	1,963	332	15.0%	18.0%	2.50	5.96	7.06	15.59	1.65	24.99	0.01	0.92	304.5	0.75%	1.80%	7.52%	10.07%	1.55	0.97	20.39	90	198	429	97	
VI	594	2,074	400	20.5%	23.3%	4.10	9.33	7.77	18.72	2.29	8.80	29.45	0.19	0.65	346.0	1.02%	2.33%	7.37%	10.73%	2.43	38.29	18	111	266	182	
VII	353	2,088	472	27.1%	29.6%	6.45	13.99	9.00	21.63	3.04	8.90	33.89	0.03	1.77	390.6	1.37%	2.96%	7.17%	11.50%	6.92	60.28	2	17	129	179	
VIII	206	2,126	562	33.9%	36.1%	10.04	20.26	10.40	24.42	4.56	11.58	37.04	0.17	1.09	430.7	1.79%	3.61%	6.59%	17.82	10.63	104.35	0	3	35	130	
IX	93	2,032	652	41.6%	43.4%	16.20	28.26	16.18	25.34	3.86	9.66	40.65	0.00	2.14	455.7	2.49%	4.34%	6.24%	18.17	35.35	141.41	0	0	3	51	
DX	17	2,000	876	49.9%	51.1%	38.30	44.84	23.01	29.79	4.95	11.70	47.06	0.00	0.00	533.0	4.14%	5.11%	5.36%	20.92	63.47	241.71	0	0	0	8	
合計	6223	1,926	259	14.8%	16.9%	2.01	4.36	6.12	11.94	1.72	6.02	19.88	0.15	1.16	229.1	0.78%	1.69%	7.66%	13.95	2.04	20.24	3108	1002	1254	723	136

住民税所得控除全額土所得税税額控除導入(所得税・住民税・社会保険料一括徴収の上で税額控除の選付は住民税まで)、一人当たり税額控除 所得税 12,476.5万円
全世界

所得期間	税制改革前				税制改革後				税制改革効果					
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率												
I.	0.005	0.007	0.02	0.06	0.02	0.06	0.02	0.06	0.02	0.06	0.02	0.06	0.02	0.06
II.	0.028	0.041	0.25	0.73	0.25	0.73	0.25	0.73	0.25	0.73	0.25	0.73	0.25	0.73
III.	0.076	0.104	0.98	2.69	0.98	2.69	0.98	2.69	0.98	2.69	0.98	2.69	0.98	2.69
IV.	0.133	0.168	2.17	5.45	2.17	5.45	2.17	5.45	2.17	5.45	2.17	5.45	2.17	5.45
V.	0.192	0.229	3.89	9.24	3.89	9.24	3.89	9.24	3.89	9.24	3.89	9.24	3.89	9.24
VI.	0.255	0.290	6.55	14.24	6.55	14.24	6.55	14.24	6.55	14.24	6.55	14.24	6.55	14.24
VII.	0.321	0.353	11.04	21.17	11.04	21.17	11.04	21.17	11.04	21.17	11.04	21.17	11.04	21.17
VIII.	0.376	0.403	18.40	29.53	18.40	29.53	18.40	29.53	18.40	29.53	18.40	29.53	18.40	29.53
IX.	0.449	0.471	32.86	42.10	32.86	42.10	32.86	42.10	32.86	42.10	32.86	42.10	32.86	42.10
X.	0.605	0.618	125.52	96.48	125.52	96.48	125.52	96.48	125.52	96.48	125.52	96.48	125.52	96.48
合計	0.371	0.395	20.17	21.16	20.17	21.16	20.17	21.16	20.17	21.16	20.17	21.16	20.17	21.16

勤労世帯

所得期間	税制改革前				税制改革後				税制改革効果					
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率												
I.	0.011	0.019	0.06	0.19	0.06	0.19	0.06	0.19	0.06	0.19	0.06	0.19	0.06	0.19
II.	0.049	0.070	0.30	1.44	0.30	1.44	0.30	1.44	0.30	1.44	0.30	1.44	0.30	1.44
III.	0.112	0.149	1.62	3.42	1.62	3.42	1.62	3.42	1.62	3.42	1.62	3.42	1.62	3.42
IV.	0.162	0.204	3.00	7.51	3.00	7.51	3.00	7.51	3.00	7.51	3.00	7.51	3.00	7.51
V.	0.213	0.254	4.89	11.42	4.89	11.42	4.89	11.42	4.89	11.42	4.89	11.42	4.89	11.42
VI.	0.272	0.309	7.67	16.45	7.67	16.45	7.67	16.45	7.67	16.45	7.67	16.45	7.67	16.45
VII.	0.329	0.362	12.11	22.84	12.11	22.84	12.11	22.84	12.11	22.84	12.11	22.84	12.11	22.84
VIII.	0.379	0.407	19.59	30.94	19.59	30.94	19.59	30.94	19.59	30.94	19.59	30.94	19.59	30.94
IX.	0.451	0.472	34.43	43.44	34.43	43.44	34.43	43.44	34.43	43.44	34.43	43.44	34.43	43.44
X.	0.595	0.607	121.99	85.68	121.99	85.68	121.99	85.68	121.99	85.68	121.99	85.68	121.99	85.68
合計	0.402	0.427	27.12	28.48	27.12	28.48	27.12	28.48	27.12	28.48	27.12	28.48	27.12	28.48

年金世帯

所得期間	税制改革前				税制改革後				税制改革効果					
	所得税 課税所得 比率	住民税 課税所得 比率												
I.	0.000	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
II.	0.004	0.007	0.03	0.11	0.03	0.11	0.03	0.11	0.03	0.11	0.03	0.11	0.03	0.11
III.	0.031	0.046	0.35	1.05	0.35	1.05	0.35	1.05	0.35	1.05	0.35	1.05	0.35	1.05
IV.	0.091	0.116	1.27	3.24	1.27	3.24	1.27	3.24	1.27	3.24	1.27	3.24	1.27	3.24
V.	0.150	0.180	2.50	5.98	2.50	5.98	2.50	5.98	2.50	5.98	2.50	5.98	2.50	5.98
VI.	0.205	0.233	4.10	9.33	4.10	9.33	4.10	9.33	4.10	9.33	4.10	9.33	4.10	9.33
VII.	0.271	0.298	6.45	13.99	6.45	13.99	6.45	13.99	6.45	13.99	6.45	13.99	6.45	13.99
VIII.	0.339	0.361	10.04	20.26	10.04	20.26	10.04	20.26	10.04	20.26	10.04	20.26	10.04	20.26
IX.	0.416	0.434	16.20	28.26	16.20	28.26	16.20	28.26	16.20	28.26	16.20	28.26	16.20	28.26
X.	0.499	0.511	36.30	44.84	36.30	44.84	36.30	44.84	36.30	44.84	36.30	44.84	36.30	44.84
合計	0.148	0.168	2.01	4.36	2.01	4.36	2.01	4.36	2.01	4.36	2.01	4.36	2.01	4.36

住民税所得控除全席上所得税税額控除導入(所得税・住民税・社会保険料一括徴収のもとで税額控除の選付は社保・住民税まで)、一人当たり税額控除 所得税 12,476.5万円
全世帯

所得階層	改革後税制				税制改革効果				税制改革効果				改革後税制								
	住民税負担率				所得税・住民税負担率の変化(世帯分布)				所得税・住民税負担率の変化(世帯分布)				住民税率0.1%UP効果								
	0%	0~2%	2~4%	4~6%	0~5%	5~10%	10~5%	5%以上	0~1%	1~3%	3~5%	5%以上	0~1%	1~3%	3~5%	5%以上	増加	減少	増加	減少	
I	1998	295	6	14	40	1643	0	1	23	444	456	305	2	10	11	444	14	111	216	1189	
II	1998	0	0	1	6	1991	8	49	248	108	398	435	36	49	133	87	108	152	408	274	751
III	1998	0	0	0	4	1994	37	219	571	17	490	263	401	71	389	186	17	151	322	210	471
IV	1998	0	0	1	7	1990	59	276	680	1	418	189	375	52	145	614	204	253	220	163	346
V	1998	0	0	0	4	1994	106	343	712	0	281	280	276	57	131	666	307	0	132	166	243
VI	1998	0	0	0	1	1997	168	402	629	0	195	320	284	40	196	536	427	0	32	325	177
VII	1998	0	0	0	4	1994	253	397	556	0	236	281	275	41	171	577	417	0	147	381	165
VIII	1998	0	0	0	4	1994	438	425	454	0	334	153	194	27	188	821	281	0	265	293	84
IX	1998	0	0	0	5	1993	678	576	264	0	224	150	106	12	212	1021	273	0	240	199	29
X	1998	0	0	0	23	1975	1184	329	182	0	112	95	96	1	109	1249	336	0	189	98	14
合計	19980	295	6	16	98	19565	2931	3017	4319	570	3811	2585	2747	339	1381	6016	2531	570	1758	2523	1563

勤労世帯

所得階層	改革後税制				税制改革効果				税制改革効果				改革後税制								
	住民税負担率				所得税・住民税負担率の変化(世帯分布)				所得税・住民税負担率の変化(世帯分布)				住民税率0.1%UP効果								
	0%	0~2%	2~4%	4~6%	0~5%	5~10%	10~5%	5%以上	0~1%	1~3%	3~5%	5%以上	0~1%	1~3%	3~5%	5%以上	増加	減少	増加	減少	
I	561	7	5	26	518	0	0	11	119	144	129	158	0	0	5	6	119	3	35	31	362
II	925	0	0	2	923	4	16	87	56	214	199	349	13	10	46	38	56	23	136	101	502
III	995	0	0	0	995	21	43	129	12	258	164	368	24	37	96	36	12	65	198	112	415
IV	1030	0	0	0	1030	29	68	130	1	295	150	357	21	38	128	40	1	166	174	134	328
V	1165	0	0	0	1165	57	121	218	0	238	261	270	29	61	169	137	0	184	141	235	209
VI	1380	0	0	0	1380	103	202	323	0	174	305	273	23	106	248	251	0	116	308	157	171
VII	1622	0	0	0	1622	194	295	425	0	122	276	272	34	119	369	332	0	134	373	163	98
VIII	1754	0	0	0	1754	370	331	399	0	321	145	188	23	139	698	240	0	254	281	80	39
IX	1832	0	0	0	1832	625	531	221	0	214	142	99	12	194	939	232	0	229	187	27	12
X	1759	0	0	0	1759	1118	289	136	0	86	65	65	1	105	1194	243	0	137	69	8	2
合計	13023	7	5	28	12978	2521	1836	2079	188	2164	1836	2399	180	809	3892	1555	188	1311	1902	1048	2138

年金世帯

所得階層	改革後税制				税制改革効果				税制改革効果				改革後税制								
	住民税負担率				所得税・住民税負担率の変化(世帯分布)				所得税・住民税負担率の変化(世帯分布)				住民税率0.1%UP効果								
	0%	0~2%	2~4%	4~6%	0~5%	5~10%	10~5%	5%以上	0~1%	1~3%	3~5%	5%以上	0~1%	1~3%	3~5%	5%以上	増加	減少	増加	減少	
I	1138	1	1	5	8	1123	0	1	12	130	562	123	2	5	5	130	11	75	185	724	
II	1065	0	0	1	1064	4	33	159	52	534	196	87	23	39	86	48	52	129	270	171	247
III	990	0	0	0	990	16	177	443	5	225	91	33	47	143	294	152	5	85	119	90	55
IV	951	0	0	0	951	29	208	590	0	114	34	16	30	107	487	163	0	83	41	24	16
V	816	0	0	0	816	50	221	493	0	36	14	2	29	70	496	169	0	27	20	3	2
VI	594	0	0	0	594	65	195	302	0	19	9	4	17	89	284	172	0	15	12	1	4
VII	353	0	0	0	353	55	158	127	0	10	1	2	7	50	202	81	0	9	2	2	0
VIII	206	0	0	0	206	63	90	43	0	9	1	0	4	46	115	31	0	7	5	0	0
IX	17	0	0	0	17	40	33	20	0	0	0	0	0	12	62	19	0	0	0	0	0
X	17	0	0	0	17	11	4	1	0	0	0	0	0	3	10	3	0	1	0	0	0
合計	6223	1	1	5	9	6207	333	1120	2150	187	1510	656	267	159	560	2041	843	187	367	542	476